

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和三年六月九日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年二月十四日奈良県指令建第一〇四―一〇一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年五月二十六日建第九七九八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

高市郡高取町大字清水谷九一番、九二番一、九三番一、九五番一、九六番、九七番、九八番、九九番及び一〇〇番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高市郡高取町大字壺阪三番地
社会福祉法人壺阪寺聚徳会 理事長 林需

一 許可番号

令和二年十一月十九日奈良県指令建第一〇六―五九号

令和三年五月十日奈良県指令建第一〇六―五九―一号

令和三年五月二十一日奈良県指令建第一〇六―五九―二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年五月二十六日建第九七九九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

御所市大字室二二三番一及び二二三番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

御所市大字室二二三番地
奥本晴子

一 許可番号

令和三年三月十日奈良県指令建第一〇六一一九号

令和三年五月二十六日奈良県指令建第一〇六一一九一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年五月二十八日建第九八〇〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字安部一九六番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡広陵町大字大塚七二〇番地

後藤政弘